

使用料・手数料の改定等

1 改定等の趣旨

使用料・手数料は、基本的に、サービスと受益が明確に対応するような事務事業に関し、住民間の負担の公平を図る観点から、コストを負担していただくものです。

このため、以下の考え方により、使用料・手数料の料額の改定及び新設を行います。

2 改定等に当たっての考え方

- ・ 原則として2年以上改定を行っていないものを調査し、改定の対象とします。
- ・ 料額は、原価を基本としつつ、国や他団体、類似施設の料額などを勘案しながら設定します。
- ・ 現行料額と原価との間に著しい乖離が見られる料額については、原則、倍率 1.5 倍を限度として改定を行います。

3 対象条例等の数及び影響額（一般会計）

区 分	対象条例等の数	影響額(億円)	
		初年度	平年度
料 額 の 改 定	4	6.7	6.7
料 額 の 新 設	4	1.0	0.9
合 計	8	7.6	7.6

4 主な改定等項目

(1) 料額を改定するもの

○ 都立公園の占用料

電柱（特別区・1本・月額）	1,149円 →	1,404円
標識（特別区・1本・月額）	820円 →	1,003円

○ 海上公園の土地の使用料

お台場海浜公園（1㎡・月額）	1,711円 →	2,168円
辰巳の森海浜公園（1㎡・月額）	586円 →	758円

(2) 料額を新たに設けるもの

○ 自然公園の施設使用料

大島公園海のふるさと村 キャンプ場

バンガロー（1室・1泊）		12,000円
デッキテントサイト（一般・1人・1泊）	【改定】 300円 →	1,000円
フリーテントサイト（一般・1人・1泊）	【改定】 200円 →	800円

○ 霊園施設の使用料

染井霊園	立体埋蔵施設 第二区、第三区（1箇所）	1,552,000円
雑司ヶ谷霊園	樹林型合葬埋蔵施設（遺骨1体）	106,000円